

奈良工業高等専門学校地域創生マインド養成教育プログラム開発委員会規程

平成27年11月12日制定

平成30年 3月27日改正

(趣旨)

第1条 奈良工業高等専門学校学則第65条の規定に基づき、地域創生マインド養成教育プログラム開発委員会（以下「プログラム開発委員会」という。）に関する必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 プログラム開発委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 地域創生マインド養成教育プログラム（以下「教育プログラム」という。）の教学計画の策定に関する事。
- 二 教育プログラムのカリキュラム策定に関する事。
- 三 教育プログラムの学習・教育目標の設定に関する事。
- 四 その他教育プログラムの教学に関する事。

(組織)

第3条 プログラム開発委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 校長から指名された委員長
- 二 副委員長 2名
- 三 教務委員会から選出された者 1名
- 四 専攻科委員会から選出された者 1名
- 五 委員長から指名された者 若干名
- 六 地域共創研究クラスターリーダー
- 七 校長から指名された学外委員 若干名
- 八 学生課長及び学生課課長補佐

(委員長)

第4条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(委員長及び委員の任期)

第5条 委員長及び第3条第二号から第五号までの委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

2 補欠の委員長及び委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員以外の出席)

第6条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聞くことができる。

(事務)

第7条 プログラム開発委員会に関する事務は、学生課で行う。

(雑則)

第8条 この規程に定めるものの他、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成27年11月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。